## 参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和6年2月21日

福岡市市民局防犯 · 交通安全課

### 1. 公募の趣旨

本業務については、市民局防犯・交通安全課が所管する、自営無線ネットワークを活用 した繁華街対策防犯カメラシステム等の正常な運転を確保し、その機能が十分発揮でき るように、運用・保守について委託するものである。

繁華街対策事業に必要な当該システムは、高セキュリティの環境下で、高画質のまま遅延なくデータ転送するために開発者独自の技術で設計・システム構築されており、運用・保守するには、その仕様を熟知し、かつ専門的な技術が必要であることから、本業務委託については、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合及び公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4. の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積り合わせを実施する 予定である。

### 2. 請負契約等の概要

(1) 請負契約等の件名

福岡市繁華街対策防犯カメラ等システム運用保守管理業務委託

(2) 請負契約等の内容

福岡市が市内繁華街における犯罪行為等を抑止するために、中央区(天神・大名) および博多区(博多駅筑紫口)に設置した、自営無線ネットワークを活用した防犯 カメラ及びスピーカーシステムが適正に維持管理され正常に稼働するよう、対象シ ステムや連携する機器の運用保守管理を行う。

#### (3)履行期間(予定)

令和6年4月1日から平成7年3月31日まで

#### 3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入 札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手 続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参 加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は 排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

#### 4. 公募要件

- (1) 直近3カ年の間に国、地方公共団体から、自営無線ネットワークの保守業務について直接受託し、確実に業務を履行した実績を有すること。
- (2) 当該システムに精通した技術者を保守点検作業に従事する作業員として配置できること。
- (3) 当該システムに故障等の不具合が発生した場合に、速やかに技術員を派遣し、復旧 対応を行うことができること(必要に応じ当該システムの構築業者、連携する機器、 システム等関連業者の派遣を含む)。

# 5. 手続等

- (1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等
  - ① 配布期間

令和6年2月21日 ~ 令和6年3月7日までの(閉庁日を除く。)毎日、 10時から16時まで

② 配布場所

市民局生活安全部防犯·交通安全課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 092-711-4054 内線1773

担当 牟田·古賀

③ 配布方法

配布場所において配布します。

※来庁の際は、事前にご連絡をお願いします。

④ 配布書類

公募説明書、仕様書概要、参加意思確認書

- (2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法
  - ① 提出期間

令和6年2月22日 ~ 令和6年3月7日までの(閉庁日を除く。)毎日、 10時から16時まで

② 提出場所

(1) ②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすこと を証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

## (3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の 提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知を した日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契 約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることが できる。

# 6. 問い合わせ先

市民局生活安全部防犯 · 交通安全課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 092-711-4054 内線1773

担当 牟田・古賀

- 7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の見積合せを中止する場合がある。
- 8. その他詳細は公募説明書による。